

第51回  
岐阜県国土利用計画審議会  
議事録

日時：平成29年2月13日（月）13:30～14:30

場所：議会東棟 第3面会室

**【事務局】**

本日は、岐阜県国土利用計画審議会のご案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中ご出席賜り、ありがとうございます。

ただいまから、第51回岐阜県国土利用計画審議会を開催いたします。

開会に当たりまして、酒向都市建築部長からご挨拶申し上げます。

**【都市建築部長】**

(あいさつ)

**【事務局】**

それでは、議事に入る前に本日の審議会には15名中8名と半数以上の委員にご出席いただいておりますので、審議会条例第5条第3項による定足数に達しております。よって、本審議会は成立していることをご報告いたします。

続きまして、議長については、審議会条例第5条第2項の規定によりまして、会長が議長となるとされておりますので、議事進行につきましては、会長にお願いします。

それでは、大野会長、よろしく申し上げます。

**【大野会長（議長）】**

ただいま、事務局から説明のありましたように、私が議事の進行を務めさせていただきますので、ご協力のほど、よろしく申し上げます。

まず初めに、運営規程において、審議会の議事録について会長及び会長が指名した委員2人が署名することになっております。

会長が指名する委員として、度会委員と宇佐美委員にお願いしたいのでよろしく申し上げます。

**議事1 「国土利用計画—岐阜県計画—第五次（案）について」**

**【事務局】**

(国土利用計画（岐阜県計画）—第五次（案） について説明)

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**【大野会長】**

事務局から、岐阜県独自の計画を盛り込んだ本計画について説明いただきましたが、これに合わせて、9月の審議会において本計画（素案）に対する皆さんのご意見をお聞きし、その後さらに修正した点についても説明を受けました。

今の説明につきましてご質問がありましたら、よろしく願いいたします。

**【川合委員】**

今回の話題からちょっと逸れるかもしれませんが、先日、リニア中央新幹線岐阜県駅の予定地へ行ってまいりました。あの場所は、時間距離にすると名古屋からも東京からもすぐ近くになってくるので、ありきたりの公園プランではなく、地域性を活かされるよう

な夢づくりが今後なされるといいかと思えます。そのためには、自然工法を取り入れるなどの方法があるといいと思えます。

**【事務局】**

ご指摘のとおり、今後は、所要時間が名古屋から10分、東京からは1時間弱になるなど、大きく変わってくるところでございます。リニア岐阜県駅周辺をどのように活用していくかということについては、県でも地元の中津川市でもいろいろと検討しているところです。後ほど出てまいりますけども、土地利用基本計画の中でも、リニア岐阜県駅の周辺について、まだ初めの段階ではありますが、これから開発を具体的に検討していくことになっています。

**【川合委員】**

地元の方々には普通の公園を描いておられるのかと思えますが、都会派のニーズをできるだけ聞き入れてはいかがでしょうか。今では昇龍道プラン努力により、外国人も地方へ訪れるようになってきています。外から目線で情報を集めていただくのもよいかと感じました。

**【事務局】**

おっしゃるとおり、これから大きく変わっていくことは、地元の方たちだけでは想像のつかないところがございますので、外部の方の意見も聞きながら具体的に考えていくことが必要になると思えます。県としても中津川市と協調しながら取り組んでまいります。

**【度会委員】**

国土利用計画と他の計画の関係図（資料2-4）にもあるとおり、国土利用計画といろんな構想がつながっていることがよくわかります。

**【大野会長】**

では、この国土利用計画（岐阜県計画）については、本案のとおりとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の発言）

**【大野会長】**

ただいまから答申文案をお配りしますので、内容の確認をお願いいたします。答申文を本案のとおりとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の発言）

**【大野会長】**

それでは、国土利用計画（岐阜県計画）について、本案のとおり本日付けで答申させていただきます。

## 議事2 「岐阜県土地利用基本計画図の変更について」

### 【事務局】

(岐阜県土地利用基本計画図の変更 について説明)

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

### 【大野会長】

農業地域が2件、森林地域が4件の縮小案件でございますが、ご質問がありましたらよろしくお願いたします。

### 【神谷委員】

美濃加茂市森林地域の縮小ですが、7haという大きい面積ですが、こちらは工業団地になっているということですか。

### 【事務局】

はい、そのとおりです。

### 【神谷委員】

工業団地ができるということは、そこで働かれる方々が相当移って来られることになると思われませんが、工業団地は造成されているのですか。それともこれからの予定なのでしょうか。

### 【事務局】

森林地域は、林地開発が完了してから区域を外しますので、現在、この場所はすでにほとんどが工業団地として分譲されていると思われれます。

森林の場合は、地域森林計画と開発規制がセットになっているので、開発前に森林地域としての区分を外してしまいますと、無秩序に開発されてしまいますので、森林法上の枠組みとして、開発が終わった後で地域森林計画から外すという形になっております。

### 【神谷委員】

あてがなくてもとりあえずは開発するというのが昔の悪いパターンなので、それを心配していたのですが、すでに実質的に計画が完了しているということですね。

### 【大野会長】

可児市森林地域の工業団地も同じということですね。土岐市森林地域の物流センター新築工事と太陽光発電事業もすでに工事が完了しているということですね。

### 【事務局】

はい、そのとおりです。

### 【川合委員】

今後またインターチェンジ予定地の工業化が図られると思いますが、そういう場合も

農業地域の変更とセットで動いていくという感じになるのでしょうか。

**【事務局】**

具体的には、それぞれのケースによって変わってくると思いますが、例えば、農地が開発の対象地となって工業用地に変わる可能性もあると思います。

**【川合委員】**

おそらく、市街地だと場所を広く取れないので、農地を変更する可能性が多くなっていくでしょうね。

**【事務局】**

農地が開発の対象ということも出てくるとは思いますが、そういう場合は、農政部局をはじめとし、関係機関とご相談しながらやっていくことになります。

**【豊田委員】**

森林の場合は、開発許可を取り事業が完了してから変更するということですが、山県市の農業地域で用途地域を指定する場合は、土地利用基本計画の変更を済ませてからでないとできないということになるのですか。

**【事務局】**

土地利用基本計画の変更を行うことによって、農業地域から外すということになりますので、これとあわせて農業振興地域の除外がなされます。

**【豊田委員】**

それでは、農業振興地域の除外は、土地利用基本計画の変更を先に決定しないとできないのですか。

**【事務局】**

そういうことになります。規制の仕方が個々の法律によって異なっておりますので、そこを束ねている土地利用基本計画において、横並びで見ると気になるところではあります。

**【山本委員】**

それに関連して念のためにお尋ねしますが、農業地域についてはこちらの土地利用基本計画の変更が先で、森林地域の方は開発の後に土地利用基本計画の変更をこの審議会承認するということですね。では、承認されない場合、森林地域はどうなるのでしょうか。

**【事務局】**

土地利用基本計画では、森林地域のままとということになるかと思われます。結果としてそれがいいかどうかというところはありません。

**【山本委員】**

実際のところ、そのようなことはありえないとは思っています。

ところで、先の議事において、国土利用計画のなかでそれぞれの地域で農地や森林をこれだけ減らしましょうといった内容を承認したわけですよね。今回は、その範疇で土地利用基本計画の変更も行われているという理解でいいでしょうか。

**【事務局】**

今回については、新計画がまだできておりませんので、現行の計画を前提にしています。

今後のものについては、具体的に議論を進めたうえでまとまりたいお話をさせていただきます。

**【山本委員】**

そうすると、国土利用計画においても、工業用地をこれだけ増やすとか、農地や森林を減らすという面積の数値が地域ごとに出てきたわけですが、今回の土地利用基本計画のように、個別に具体的な話が出てくると、最初に決めた大枠の国土利用計画の面積の数値から外れてくることがあるわけですね。工業用地が予想以上に増えたとか農地が減ったとか、そういう場合に何か手を打つわけではないのですね。

**【事務局】**

例えば、開発が計画通りに進まなかったときに、農業地域を外すことだけするという話にはなかなかならないと思います。

**【山本委員】**

そうですね。例えば国土利用計画において東濃地域では1km<sup>2</sup>増やすことになっていますが、思った以上に開発が進んで余分に工業用地が増えることもあるわけですよね。あるいは、計画どおり1km<sup>2</sup>に達したら、そこでストップをかけるわけでもないのですよね。

**【事務局】**

そこまでは、個別の法律によって直ちに規制がかかるということにはなりません。

ご審議いただいている国土利用計画や土地利用基本計画は、そういった規制がかけられるものではありません。

**【山本委員】**

そうですね。土地利用に対する長期のビジョンを記述しているものですよね。

**【事務局】**

土地利用基本計画の下にもいろいろな計画がございまして、それに基づいて最終的には規制の枠などが決まってくることになります。

**【豊田委員】**

そうすると、先に用途地域を指定してよいのでしょうか。

**【事務局】**

用途の規制との関係については、農業振興地域にかかっている場合には、農振法と都市

計画法の範疇の話になってくるかと思います。

【豊田委員】

農振法や都市計画法の問題をクリアしていれば、土地利用基本計画の変更が定まっていなくても、用途を指定できるのでしょうか。

【事務局】

国土利用計画法に基づいたところは、それを直ちに違法とまではいえないと思います。

【豊田委員】

それでは、土地利用基本計画の変更が定まっていなくても用途を指定することは問題ないのでしょうか。

【事務局】

用途地域を指定するのも私ども役所になりますが、用途地域の上にマスタープランもありますし、そういったものすべてのビジョンや計画に齟齬がないような手続きを進めております。

【大野会長】

土地利用基本計画図の変更について、他にご意見ご質問はありませんでしょうか。

それでは、これで質疑を終了させていただきます。

この岐阜県土地利用基本計画図の変更については、原案のとおりご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」の発言)

【大野会長】

ただいまから答申文案をお配りしますので、内容の確認をお願いいたします。

答申文を本案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の発言)

【大野会長】

それでは、岐阜県土地利用基本計画図の変更について、本案のとおり本日付けで答申させていただきます。

本日の議事はすべて終わりました。これをもちまして第51回岐阜県国土利用計画審議会を終了します。